

豊頃町で働く若者を支援します！

▽豊頃町で働く若者を支援します！
広報とよころ

役場だより

問合せ先
役場企画課町づくり推進係
☎574・2216

豊頃町で働く若者を支援するため、引越し費用の一部を助成する「町内就業者転入費用助成金制度」と、豊頃町へUターンして町内で働く若者を支援する「豊頃町おかえり助成金制度」を実施しています。

町内就業者転入費用助成金制度

▼対象者
30歳以下で、新たに豊頃町へ転入した方。
(転入後、3ヵ月以上町の事業所に就業していること。)

助成金額

・引越費用(税込)の1/2以内を豊頃町商工会共通商品券で交付します。(上限…子育て世帯※10万円、それ以外の世帯5万円)

※子育て世帯…対象要件を満たしており、転入日時点で子ども(0～18歳)がいる、または母子手帳を交付された妊婦がいる世帯。

申請期間

随時受付しています。



詳しくは、こちらのQRコードから、ホームページでご確認ください。

豊頃町おかえり助成金制度

▼対象者
30歳以下で、かつUターン者、または町内出身で前年度に学校を卒業した方。

助成金の種類

▽奨学金返済助成金

・奨学金返済金額(元本分)の9割以内、上限月額1万円を豊頃町商品券で交付します。

▽通算3年(36ヵ月)受給できます。

▽定住促進等住宅取得補助金

・住宅を取得した際の補助金の基本額に、上限50万円(現金40万円、豊頃町商品券10万円)上乘せします。

▽民間賃貸住宅家賃助成金

・最大2・5万円の助成を最長3年(36ヵ月)現金で支給します。※ただし、所得制限があります。

▼受付期間

奨学金返済助成金・民間賃貸住宅家賃助成金は2期に分けて受付します。

上半期(4月～9月分)

▽令和6年10月2日(水)～31日(木)

下半期(10月～3月分)

▽令和7年4月1日(火)～30日(水)

定住促進等住宅補助金については、随時申請を受け付けています。



詳しくは、こちらのQRコードから、ホームページでご確認ください。

共通する主な要件

- ・豊頃町に定住する意思がある方
- ・申請する年度末において30歳以下の方
- ・町内事業所※に雇用されており、豊頃町へ住民登録されている方

※町内事業所とは、町内で事業を行っており、町内に主たる住所(本社、本店など)がある法人等または個人事業主をいいます。支店や営業所などの主たる住所が豊頃町にない事業所で就業されている方は対象となりません。

申請書類の提出先・問合せ 豊頃町役場企画課町づくり推進係 ☎574・2216

のこり一区画！

茂岩栄町町有地を分譲しています

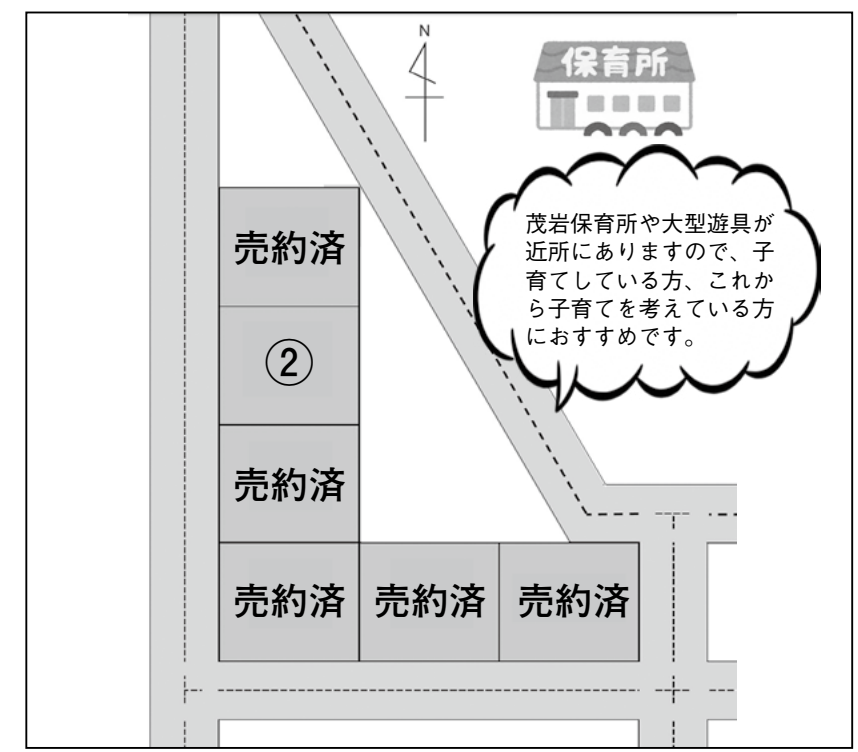
茂岩栄町の町有地(住宅用地)を分譲いたしますので、購入を希望される方は、主な条件をご確認のうえ、豊頃町役場企画課町づくり推進係までお申し込みください。

分譲地の概要

所在地 豊頃町茂岩栄町5番地(旧茂岩保育所跡地)
区画数 6区画(うち5区画売約済み)

面積および価格

番号	地番	面積(m ²)	坪数	価格(円)
売約済	5番地12	426.0	129.1	1,161,000
②	5番地13	426.0	129.1	1,161,000
売約済	5番地15	432.0	130.9	1,178,000
売約済	5番地17	429.0	130.0	1,170,000
売約済	5番地18	340.0	129.1	927,000
売約済	5番地19	338.0	102.4	921,000



主な条件

- ・土地代金は、町の発行する納入通知書により一括でお支払いいただきます。
- ・土地代金の支払いが完了した後に所有権移転登記および引渡しを行います。
- ・所有権移転の日から起算して、3年以内に住宅を完成させなければなりません。
- ・所有権移転登記の日から3年間の買戻しの特約登記を付けます。
- ・購入希望者多数の場合は、個人の方を優先し、抽選等により決定します。
- ・町の税金や使用料等を滞納している方は購入できません。
- ・その他諸条件がありますので、申し込み時にお問い合わせください。

問合せ先
役場企画課町づくり推進係
☎574・2216